1年間の介護離職者は約10万人!!
働く世代の介護離職者減少策が課題に

今が旬の情報提供を ～第22回～

公的保険アドバイザーからの情報特旬便！

(一社)公的保険アドバイザー協会　福島　紀夫
https://siaa.or.jp/

週6日以上介護する人も
圧倒的に多い女性と50代の介護離職

高齢化社会が進み、ますます介護の問題は顕在化してきています。働いていれば介護休業が必要になることもありますし、離職を余儀なくされる場合もあり、介護離職は大きな社会問題としてとらえられることが多くなりました。

総務省が発表した「平成29年就業構造基本調査」からは、働きながら介護をする方の様々な現状が把握できます。平成28年10月からの1年間で、介護離職をした方は9万9千人にも上り、5年前の調査と比べてほぼ変わらない推移でした。今後は、この数値を減少させていくための方策が課題となります。

また、介護離職者の男女別では圧倒的に女性の割合が多いことや、年齢別では50代が37%と最も多いことが顕著で、働く世代の介護離職の増加は深刻な問題です。もう少し細かく見てみると、どれくらいの日数の介護をしているかという数値では、全体で月に3日以内と週に6日以上介護をしている頻度が高く、介護の状態も幅が広いことがわかります。また、雇用形態別でみると正規従業員は月に3日以内の介護が32%ですが、非正規従業員では週に6日以上の介護割合が30%になるなど、非正規雇用で働く人は雇用でのハンディも抱えながら生活しているのか、正規で働いていた方が非正規への転換を余儀なくされたのかなどの状況が垣間見えます。

一方で、介護を専門家に任せようとして介護施設を探しても、地域によっては人材不足で入所できないような状態もあると聞きます。

介護は、自分で面倒をみるにしても、施設で面倒をみてもらうにしても、様々な要因が絡み合うことはみなさんもご承知の通りかと思いますので、介護、介護休業、介護離職など介護にまつわる問題を考えてみます。

介護休業制度は、働く世代をサポートして雇用を継続することを目的として制度化され、昨年も大きな改正が行われています。改正項目は次のとおりです。

- ●対象家族1人につき、通算93日まで、3回を上限として介護休業を分割して取得可能に
- ●対象家族の要件について、祖父母、兄弟姉妹、孫の同居・扶養要件の削除
- ●介護休暇の半日単位での取得可能に（対象家族が2人以上の場合は10日まで）
- ●所定労働時間の短縮措置が、介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用可能に
- ●介護のための残業の免除につき、介護終了まで利用可能に
- ●妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止に加えて、就業環境を害する行為をすることがないようにする防止措置を講じなければならない

育児休業と比べて、介護休業の取得者が少なかったこともあり改正は遅れましたが、２０１６年8月には介護休業給付金の金額も休業開始時賃金日額の67%に改正されるなどの動きもありました（※育児休業給付金の支給率の改正は２０１４年4月から）。

半日の看護・介護休暇
法律で定め使いやすく

国は介護離職を回避するために、休業制度の充実に加え、介護休暇を効果的に利用することも視野に入れていると考えられます。年次有給休暇制度で休めるのはあくまで「1日」単位であって、半日休暇制度はそれぞれの企業におけるオプションのようなものですが、看護休暇・介護休暇については法律で半日を認めたあたりが使い勝手をよくする意図が感じられます。

親の介護をしなければならないが、毎日寄り添わなくても大丈夫な状況下では、企業の有給休暇の半日制度と介護休暇の半日取得をうまく組み合わせれば、1年間を通して半日休暇が取得できることになり、介護離職は避けられる状況にもあります。

仮に、有給休暇の20日を半日ずつ利用することで40日分、介護休暇の5日を半日取得で10日分、合計年間50日が利用可能となり、月に3日以内の介護状態であればほぼ1年間の介護も対応可能となります。

介護においては、施設での対応が可能であれば介護離職をする必要はなくなりますので、できるだけ就労可能な状態を維持していただきたいというところです。

核家族化が進んだ社会では、「老老介護」も大きな課題の一つです。老老介護にはいくつかのパターンがありますが、多くはご夫婦が65歳以上でどちらか一方を介護するケースと、高齢化した社会では65歳以上の子が親を介護するケースとのことです。いずれも体力的、精神的に大きな負担を負います。厚生労働省の調査では、在宅で介護している世帯の半数以上が老老介護にあたるという結果が出ています。また、最近では認知症も進み、高齢者の中には介護する側もされる側も認知症の恐れがあり、「認認介護」の割合も増えて、とても危険な状態であることを指摘しています。働く世代の介護だけでなく、老老介護や認認介護はさらに加速していくでしょう。

病気になった時の休業補償はまかなえても、離職をした際の休業補償も備えなければなりません。自身の親の年齢や将来を見据えたライフプランを設計し、ご提案していく必要があります。介護は地方の過疎化や核家族化では大きな課題となってきます。医療と介護の地域連携も含めて動き出していますので、新しい情報をキャッチしてまいりましょう。

■「保険業界向けセミナー好評開催中！」
・東京＝2月21日（木）
・大阪＝3月20日（水）